

# 我が国の「水族館」を取り巻く法環境に関する法解釈学的及び法政策学的考察 —いわゆる「イルカ問題」にも触れながら

神奈川大学法学部准教授

諸坂 佐利<sup>1</sup>

## 水族館関連法規を取り巻く法環境

まず結論を先取りするならば、いわゆる「水族館」の設置及び運営に関して、その全体を指導監督又は保護する国家法（所轄官庁）は、我が国には存在しない。JAZAは、動物園及び水族館の社会的使命について、①種の保存、②教育・環境教育、③調査・研究、④レクリエーションの4つを挙げるが、これを明確に根拠づけ、かつそれを推進する法制度も、我が国には存在しない。

しかるに水族館が我々の社会において、如何なる役割を期待されているかに着目すると、実に多くの法律が水族館を取り巻いていることに気づかされる。例えば博物館法は、水族館を社会教育施設と捉えており、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法」ともいう。）は、動物園や水族館のように、動物の保管や展示等を営利目的で業として行う者を規制する。都市公園法や自然公園法は、水族館が私たちの生活に憩いや安らぎを与えるレジャーないしレクリエーション施設として位置付けるものである。水族館の展示生物の入手方法については、哺乳類、鳥類、爬虫類に関しては動愛法が、魚類等水産資源となると水産資源保護法、漁業法に基づくこととなる。但し、これら漁業関連法は、その主たる対象は漁業者なので、水族館は漁業者との利害関係を有する者として副次的・間接的に同法の規制を受けるに留まる。他方、展示生物の飼育・管理、展示方法（演出）に関しては、動愛法のほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）や生物多様性基本法、当該生物が国の特別天然記念物の場合には文化財保護法、さらには国内外の外来種であって、その受け皿として水族館が一役を担う場合には外来生物法や植物防疫法がある。人獣共通感染症に関しては感染症法を挙げることができる。しかるにこれら各法は、それぞれの法目的実現のための手段として水族館を利活用しているにすぎず、水族館のために制定された法律ではない。

上記に挙げた各法の所轄官庁も様々である。博物館法や文化財保護法は文化庁<sup>2</sup>、動愛法、自然公園法、種の保存法、外来生物法、生物多様性基本法は環境省。しかるに各法の同省内の担当セクションは、動愛法が総務課動物愛護管理室、外来生物法が野生生物課外来生物対策室といった具合にそれぞれ

である。都市公園法は国土交通省、感染症法は厚生労働省、水産資源保護法、漁業法、植物防疫法は農林水産省（水産庁）であるが、輸入検疫等に関しては経済産業省、厚生労働省、環境省など複数の官庁が関係機関となる。果たして各法を司る各省庁間のネットワークは十全に構築されているのだろうか<sup>3</sup>。

さて本稿では、紙幅の関係もあるので、以下に、水族館の社会公益的価値を規定する主要法律である博物館法、動愛法に限定して、その課題と限界性について考察することとする<sup>4</sup>。

## 1 博物館法

博物館法は、水族館を「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的」とする社会教育施設と位置付け（1条）、その設置に対して登録制を敷く。しかるに当該登録制は法形式的には責務規定であって、法的義務を課しているわけではないので、水族館を営もうとする者は、当該登録をせずに設置・運営しても違法行為を構成するものではない。併せて同法は、名称独占規定を用意していないので、未登録園館であっても「水族館」と名乗ること自体違法ではない。当該登録制が法的義務ではないということは、後述の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」に掲げる基準を満たす法的義務もないわけで、結果、現行法上は「水族館」という看板の下、水族以外を展示しても、またおよそ水族館とは無関係の物を展示、あるいはアトラクション等の遊興娯楽施設（装置）を併設しても規制取締りの対象にはならない。すなわち我が国における水族館は、社会教育施設として経営してもいいが、そうでなくてもよいということである。しかるにそのような法体制だと、本源的に「社会教育」とは何かについて、不明瞭化、漠然化、結果として当該教育水準の低迷化を招来するのではないか。また展示生物に対する「愛護」や「福祉」の観点から、またそれらの「種の保存」の視点からも憂慮すべき事態に陥るリスクが常在するのではないかと懸念する。

他方、登録申請に際して、同法は、教育委員会しか窓口を用意していない。しかるに今日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条において、首長が文化・教育に関する職務権限を特例として許容され、かつ地方独立行政法人法21条6号及び同施行令6条3号において、地方独立行政法人が「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」といった

「公共的な施設」を設置及び管理することができるようになっており、博物館法の登録要件から外れてしまっている。

元来「登録制」とは、行政法学上は、相手方からの申請に基づき行政庁が一件書類を形式審査し、誤謬又は虚偽内容がないことを確認の上、公簿に記載する行政行為をいう。書類に不備がない場合には、所轄行政庁は、登録を拒否できず、当該判断には、行政庁の裁量判断も及ばない。当該制度の法的効果としては、根拠法令により様々であって、登録されることで一定の権能が形成されるもの（例：特許法66条による特許権設定の登録）、登録しないと一定の行為が禁止されるもの（例：毒物及び劇物取締法3条による毒物・劇物製造業等の登録）、第三者への対抗力を有さないもの（例：道路運送車両法5条による自動車所有権の得喪の登録）等があるが、博物館法における登録制は、およそ所轄官庁が園館の総数、所在、展示物等概要を把握するのみであって、かつ上記のような権利義務関係の形成もない。また社会教育施設として水族館をあるべき方向に指導（関与）するといった規定も、さらには登録園館に対する再審査制度も存在しない。従って同法における「登録制」は、法解釈上、「届出制」に近似する制度と考えられる。他方、同法の登録基準<sup>5</sup>は相当高いとの指摘、さらには登録メリットの希薄性を主張するものもある<sup>6</sup>。もはや同法における登録制は、形骸化してしまっていると考えられる。同法の抜本的改革が望まれる。

## 2 動物の愛護及び管理に関する法律

水族館が哺乳類、鳥類又は爬虫類を飼育・展示する場合には、動愛法における「第一種動物取扱業」の登録を受けなければならない（10条）。この登録制は、実務実態を斟酌するに、行政法学上は、「許可」に該当するものと考えられる。「許可」とは、一般統治権に基づき国民が自然に存する事実上の自由（例えば営業の自由などの基本的人権）を、社会公共の安全と秩序維持の観点から、行政が一律に禁止した上で、国民からの申請に基づき法令審査を実施し、一定の要件に合致した場合に、当該禁止を個別具体的に解除する法的仕組みと解される。すなわち行政が行った「禁止」を「法令審査」を経て「解除」するだけの行政行為なので、所轄行政庁が当該園館の経営力や専門技術性、動物（命）の飼養・展

示等に対する経験値、換言すれば、集客・収益等の定量的評価のみならず、社会教育の成熟性や繁殖研究（効率）等に関する定性的評価に裏付けられた公益の実績を実質的に審査することはない。また地域における需給調整を含めた政治政策的判断を行うこともない。当該審査は、同法10条2項に規定された一定の項目<sup>7</sup>を記載した申請書と「当該法人の登記事項証明書」等添付書類に関する書類審査のみとなる。

この登録制に服する事業者の範疇には、動物園や水族館も入るが、ペットショップもネコカフェも入る。これをどう評価すべきか？当該事業者は、毎年講習や研修の受講義務があるが、当該研修等講師は、動物園の者が担当するようなので<sup>8</sup>、これではたとえ馴れ合いではないにせよ、動物園・水族館の最新の知見の習得、専門技術力のボトムアップ、意識刷新にはならない。彼らには、少なからず「種の保存」（域外保全）の実現に向けた「調査・研究」、そしてそれを一般国民に向けて楽しみながら（「レクリエーション」）学んでもらう「環境教育」といった社会的使命が存在するのであるから、ネコカフェ従業員と席を同じくする研修ではなく、それ以上に高度専門性を有する知見・技術の修得の場を、法は用意しなければならないと考える。そしてそれには動物園・水族館は、当該登録制とは別個に、前述のような公益的視点に立った政治政策的判断が介在し得る「免許制」を敷くべきであると考えられる。

他方、ワニやワニガメなどの「人に危害を加える恐れのある危険な動物」（特定動物）の飼養についても「許可制」が採られている（26条）。しかし同法における審査は、前述同様、形式的書類審査に留まり、かつ下位規範たる法施行規則や細則における法的要求とは、「特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること」（同法施行規則17条1項1号イ）や「堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しない」（特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（以下、「細目」という。）1条1号ロほか）、「十分な高さを有する」（細目1条2号ロほか）など、いずれも抽象的・漠然とした基準（不確定概念）であって、水族館等に対して実効性ある規制行政を期待することは難しい。また当該基準の遵守は、「動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動

物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合」には免除される(動愛法施行規則17条1号口)。無論、これら各規定は、「人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止」(同法1条、26条、27条、32条、同法施行規則17条2号)することを目指したものであって、動物の生命・身体、健康(動物福祉)の実現を企図したものではない。加えて、我が国の動愛法は、動物の「演芸」(ショー)を否定していない。「展示動物の飼養及び保管に関する基準」の「第4 個別基準」の1-(1)ウには、「動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮することとし、動物をみだりに<sup>9)</sup>、殴打し、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること」とあり、かつ「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」にも「展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること」(5条1号ヲ)とある(引用中傍点筆者)。当該規定も抽象的漠然とした基準しか提示しておらず、如何なる行為を以って「みだり」、「酷使」、「過酷」等と評価するかは不明瞭であり、結果的には、所轄行政庁といえども、社会通念を著しく逸脱するなど余程のことがない限り、当該園館(首長等)の判断を尊重せざるを得ない。すなわち行政庁が各園館に対して十全な効果測定ができず、結果、実効性ある監督・規制行政も行い得ないと考える。これでは動物虐待、死亡等の事故事件を未然に防げない。動物福祉や種の保存といった観点からも十全とはいえない。またこれでは法が目指す「人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止」するといった観点からも問題なしとはいえないだろう。

#### 水族館におけるイルカ入手(追い込み漁)是非論とその手前にある問題

いわゆる「イルカ問題」<sup>10)</sup>について世界動物園水族館協会(以下、「WAZA」という。)からJAZAに対して出された要求とは、水族館におけるイルカ類の供給源は飼育下で繁殖された個体に限定されるべ

きで、いわゆる「追い込み漁」からの入手(購入)は、水族館の本来の使命であるところの「種の保存」(域外保全)に違背するというものであるから禁止せよというものであった。

この「イルカ問題」に関しては、これまで色々な学問的先行業績が存在する。比較的法的論議は少ないものの、国際政治学、経済学、環境倫理学、哲学、医学等の学問領域が、イルカ入手方法に関するもののほか、捕鯨問題、イルカを食する文化論、人とイルカとの関係性についてなど様々な学問的アプローチを展開している。本稿では、これら先行業績を参考としながらも、これまであまり触れられてきていない論点を抽出しつつ、さらなる問題提起、そして若干の法政策論的私見を述べたいと思う。

#### 1 論点整理

まず今般の問題に際して、WAZAが要求しなかった、少なくともJAZAとの交渉において論点として浮き彫りにならなかった点を抽出しておきたい。

WAZAは、①我が国の水族館におけるイルカ展示、特にショーの是非論には及んでいない。加えて②我が国のイルカ飼育園館の、ショーのための「調教」(トレーニング)のあり方を含めた飼育・管理等に関する個別具体的な動物福祉の観点からの批判もなかった。③我が国が鯨類を食する文化を有している点に関する是非論も展開していない。④その日本における水族館での鯨類繁殖努力とは、如何なる趣旨・目的を持つものかについても言明がない。すなわち当該繁殖個体は、野生復帰させることを目指すのか。しかしそうすると当該復帰個体は食用捕獲のリスクを負うことになるが、その点をどう評価するのか。あるいは当該繁殖努力は、水族館の安定経営のためか。しかしそうすると今度は、イルカショーをWAZAは是認する趣旨と解してよいのか。⑤WAZAは、動物福祉の観点から追い込み漁を否定するが、その科学的エビデンスとは何か<sup>11)</sup>。⑥追い込み漁以外の漁法による野生個体導入まで否定していないが、そもそも生体捕獲の場合、動物「福祉」に配慮された「漁法」というものは存在するのか。併せて⑦WAZAは、まき網漁については非難していないが<sup>12)</sup>、当該漁法は、追い込み漁と如何なる点において動物福祉の観点から評価し得るのか。⑧JAZAとの交渉過程においては、食用捕獲と生体捕獲とを分離することを前提に、期間限定で追

い込み漁からの入手（購入）を容認していたが、このWAZAの対応には一貫性があるのか。

## 2 この問題の特殊性と課題提供

今般の問題にあたって特筆すべきは、この追い込み漁も水族館の漁業者からの入手（購入）も、そして水族館におけるイルカショーも、すべて国内法的には合法であるという点である。まず追い込み漁については漁業法65条1項、水産資源保護法4条1項、さらには太地町の追い込み漁については、和歌山県漁業調整規則7条1項2号チに基づく県知事の許可を受けた事業（鯨類追い込み漁業）として合法である。またイルカは禁制品ではないので、水族館が漁業者からイルカ購入を禁止する法律は存在しない（契約自由の原則）。また水族館におけるイルカショーを禁ずる法もない一方で、動愛法は、前述の通り、動物の演芸を否定していない。すなわちこの問題は、国内法的には何ら問題のない事項に対して国際的非難を被った政治問題である。果たして本件における交渉者は、公益社団法人たるJAZAなのだろうか。「追い込み漁」そのものの適違法性の説明、その是非論については、水産庁に説明責任があるのではないかと。バンドウイルカやスナメリ等、JAZAがとりわけ保護を表明する種について、それらは日本近海で捕獲可能なわけであるが、そもそも絶滅危惧種（希少種）なのか。種の保存の必要性（理由）、必然性（根拠・データ）、緊急性に係る問題であれば、当然のことながら環境省に説明責任があるのではないだろうか。我が国の水族館が社会教育実践の施設であるという社会的意義については、文部科学省がなぜ言を發しなかったのか。筆者は、この問題の根底には、水族館の社会的位置付け、その経営規律を明確に提示してこなかった現行法体制の欠陥、換言すれば水族館に対する主務官庁の欠如あるいは各官庁どうしのネットワークの脆弱性にこそ、元凶があるように考えている。

他方、WAZAへの残留に対する意思決定プロセスに関しても、筆者は問題視するものである。今般の「イルカ問題」解決に向けての交渉過程において、JAZAは、全加盟園館とほとんど熟議（危機感の共有）を重ねていない。しかるにWAZAからの会員資格停止の最後通告を受けて、急遽としてWAZA残留如何について全加盟園館による単純多数決に委ねてしまった。そもそも動物園と水族館は、それぞ

れ異なった文化を有する<sup>13</sup>。また園館によっては海外からの動物入手が必要なところもあれば、そうでないところもある。それこそイルカを展示していない園館からすれば、この問題に対して当事者意識（危機感）は低いだろう。多数決という民主主義的意思決定とは、採決そのものに価値があるのではなく、それに至るまでの対話（プロセス）にこそ価値があるのである。その意味で今般のJAZAの方針決定方式が動物園（全88園）vs 水族館（全63館）<sup>14</sup>、あるいはイルカ飼育施設（少数派）vs その他（多数派）という構図の採決となってしまった点は、公平性、公正性の観点から問題であったと考えている。これでは鯨類展示施設は、JAZAから切り捨てられたと勘繰らないでもなかろう。一般論として、少数派の権利について民主主義的政治決定をする場合には、多数派が一定の理性を以って少数派を慮る想像力、互助互譲（社会的寛容）の精神が不可欠である。それなくして少数派の権利の制度的保障（institutionelle Garantie）はない。

さて、WAZAの会員資格停止処分解除以降のJAZAのイルカ問題に対する展開としては、①太地に限らず追い込み漁からの鯨類取得禁止と違反者に対する会員資格停止処分を盛り込んだ定款の改定を行った（定款9条）。②総務委員会の下部機関として「水族部」を新設し、さらにその中に鯨類の飼育及び管理並びに繁殖に関する調査・研修を専門とする委員会として「イルカ会議」を新設した。これはかつての「鯨類会議」に替わる組織である。そして③イルカ会議は、JAZA加盟園館保有の鯨類すべての個体（遺伝子）管理台帳を作成した上で、イルカ繁殖計画を推進する。併せて④イルカ会議は、イルカ類の捕獲・入手方法、飼育管理、展示、繁殖方法、譲渡・貸与、共同管理等に関するガイドラインを作成する。しかるにここで確認すべき点は、JAZAは、今日の欧米の水族館の潮流であるところのイルカ展示（イルカショー）を廃止するところまでは未だ舵を切っていない。すなわち、鯨類の共同管理や繁殖技術の向上も、その主眼は、各園館の安定経営のためである、ということである。しかるに、これでは、今後も断続的に動物の権利（解放）や動物福祉を主張する環境保護団体から水族館は攻撃されてしまう<sup>15</sup>。この問題は、単にイルカ（鯨類）だけの問題ではない。ゾウやゴリラ等、展示動物全

般の導入、飼育・管理に係る、我が国の動物政策（行政）の根本問題である。この問題の解決は、WAZAにJAZAが残留するか否か、あるいはJAZAを脱退すれば済むといったレベルの問題ではない。「命の展示」とは何かを日本人に問うているのである。

### 3 若干の私見

筆者は、イルカに限らず如何なる動物においても、本来的に飼育・管理する能力（資力）のない者は、動物福祉を出すまでもなく、飼育すべきではないと考えている。いまや動物福祉なる概念は、「国際的共通倫理」<sup>16</sup>である。ましてや動物園・水族館は、「種の保存」、そしてそれに向けての「調査・研究」、自然生態系保全の一翼を担う組織でなければならない。このことは「生物多様性国家戦略2012-2020」の「1.3 生息域外保全」の「具体的施策」の第1項目（196頁）にも明記されている。水族館の水槽は、居酒屋の生け簞であってはならない。“死んでもまた漁協から購入すればよい”といった「命の使い捨て」といった姿勢<sup>17</sup>は、水族館における「種の保存」といった社会的使命（存在意義）に明白に違背すると考える。

他方、JAZAは、公益社団法人である。当該組織の定款3条（目的）は、「この法人は、動物園、水族館事業の発展振興を図ることにより、文化の発展と科学技術の振興並びに自然環境の保護保全に貢献し、もって人と自然が共生する社会の実現に寄与することを目的とする」とある。すなわちJAZAは、加盟・非加盟の別なく、動物を展示するあらゆる事業体に対して監視・指導、意見表明する使命を有する。その意味でも、今般のイルカ問題に対するJAZAの一連の対応は、JAZA、特に動物園という「組織」を守るアプローチではあったが、鯨類という「種」や水族館を守るアプローチではなかった。付言するに、JAZAの今般の対応は、問題視されている園の是正には及ばず、結果的に「脱退」を以って、「反」種の保存的経営を尊重してしまった。

バンドウイルカやスナメリ等、現時点では、絶滅のおそれのない種であったとしても、将来のリスク

に備えた調査・研究は、さらに積極化されるべきであると考え。そして国も法整備を通じて多角的な援助をすべきであると考え。そしてその一方で動物「愛護」ないしは「福祉」の観点から劣悪な施設及びその運営に対しては、積極かつ実効性ある法規制が展開されなければならないと考える。現在、「自民党水族館を応援する議員連盟」が「水族館基本法（仮称）」の制定に向けて動き出していると報じられるが<sup>18</sup>、記事によると、「捕鯨議連とともに、総力を挙げて鯨類資源の重要性を訴え基本法の成立に向けて取り組みたい」との当該議員連盟の幹事長発言が取り上げられている。全く以って問題の本質を捉えていないと考える。

### 最後に

いまや動物園・水族館経営は、法律や条例といった国内法に適合していれば問題なしとしない、常にグローバルスタンダードを意識しなければならない次元の問題に移行しつつある。従って国内外のパッシングから我が国の動物園・水族館を防御し、経営の安定化を図るためには、また我が国の動物園水族館の本源的使命であるところの「種の保存」（域外保全）を実効的に推進していくためには、動物「愛護」のみならず、先進欧米各国の動物関連法制の動向を注視しつつ、世界水準の「福祉」概念を採り入れた強固なる国家法体制を構築しなければならないと考える。そしてこのことは、換言すれば、展示動物を金儲けの道具（消耗品）としか捉えず、動物福祉の観点から劣悪と評される施設を社会的に排除することも、我が国の動物行政に対する国際信用力の向上の観点から必須のアプローチと考える<sup>19</sup>。この展開は、今日の地方分権体制の潮流からは逆行することは、筆者も認識するところではあるが、そもそも論からして「種の保存」や「動物福祉」の実現といった任務は、地方公共団体の額分を超える。当該分野においては、中央集権的制度の構築が不可避と考える。

（もろさか・さとし）

- 1 筆者は、現在、(公社)日本動物園水族館協会(以下、「JAZA」という。)の顧問を務めるが、本稿は、それとの関係性は一切なく、あくまでも一法学者の視点からの論考である。
- 2 博物館法の所轄官庁は、平成30(2018)年10月1日より文部科学省から文化庁に移管される。これは「文化芸術基本法」が平成29(2017)年6月23日に改正され、その附則2条を受けて、平成30年6月15日に文部科学省設置法が改正されたことに起因する。しかるに博物館法の充実又は抜本的改革が図られる前に、文部科学「省」から文化「庁」に移管されることは、果たして我が国の文化芸術政策の将来的展望に何らかの影響を及ぼさないものであろうか。基本的なことを述べるならば、「省」の長は、國務大臣の中から内閣総理大臣が任命する(国家行政組織法(以下、「行組法」という。))5条3項)が、「庁」は省の外局として設置されるもので、その長(長官)は、概して國務大臣を充てることはなく、これは省の意向に沿って官僚(國家公務員)から選任される。また省(大臣)は、法律の委任を前提としつつも、罰則付きの省令発布権のほか、法律若しくは政令の制定又は廃止に関する法案提案権を内閣総理大臣に対して有する(行組法11条、12条1項)。これに対して庁(長官)は、政省令より下位規範たる規則制定権を有するほか、自らの所掌事務に関する省令発布については、大臣に要求することしか認められていない(行組法12条2項、13条)。これら権限格差は、予算要求に関しても同様で、省は、予算概算要求権を大臣自らの権限として有するが、庁からの予算要求は、監督大臣の同意を必要とし、省の概算要求の一部に組み込まれることとなる。今後、動物園・水族館政策の進展にブレーキがかからないか、若干の懸念を有する。
- 3 この我が国の動物関係法体系における各法(所轄官庁)間の連携性・整合性に関する問題性については、拙稿「我が国の動物関連法体系における鳥獣保護管理行政、外来種対策及び動物愛護行政に関する法解釈学的、法政策学的観点からの課題提供」『森林野生動物研究会誌』43号(2018年3月)93-99頁を参照されたい。
- 4 拙稿「動物園法學事始め 第1回 動物園とは何か 法學の視点から考える」『環境と正義』(日本環境法法律家連盟)No.193(2017年3/4月号)10頁以下も参照されたい。
- 5 公立博物館の設置及び運営に関する基準では、水族館とは「自然系博物館のうち、生きた水族を扱う博物館で、その飼育する水族が150種以上のもの」で、かつ概ね2,500点以上収集、育成及び展示する(4条3項括弧書、6条2項)。また敷地面積は、4,000km<sup>2</sup>を標準とすると定義づける(5条2項)。
- 6 鷹野光行「博物館・博物館相当施設と博物館類似施設」『東北歴史博物館研究紀要』18(2017.3)4頁ほか。
- 7 同法2条2項に記載する項目には、①氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名、②事業所の名称及び所在地、③事業所ごとに置かれる動物取扱責任者の氏名、④営もうとする第一種動物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、訓練、展示等)並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法、⑤主として取り扱う動物の種類及び数、⑥飼養施設の所在地、構造及び規模並びに管理方法、⑦そのほか同法施行規則2条4項に掲げる項目(営業開始年月日、法人役員の氏名及び住所等)である。対象動物の「愛護」や「福祉」に関する証書類の要求は一切ない。
- 8 環境省「第1回 動植物園等の公的機能推進方策のあり方検討会議議事録」5頁。
- 9 この「みだりに」という意味は、合理的な理由なくして、という意味なので、合理的な理由があれば殴打、酷使しても虐待にはならないと、法的には解し得る。
- 10 イルカ問題の概要については、石橋敏章「日本動物園水族館鯨類会議と捕獲イルカの導入に関して」『日本動物園水族館協会75年史』(公益社団法人日本動物園水族館協会 2016)112頁以下を参照のこと。
- 11 動物福祉とは、生物学、生態学あるいは獣医学等の科学的エビデンスに基づく客観的検討と考えられるので、人が動物に対して抱く、「かわいい」とか「かわいそう」といった主観的・感情的行動とは明確に区別されるべきである。参照、上野吉一・武田庄平「動物福祉の現在—動物とのより良い関係を築くために—」(農林統計出版株式会社 2015年)7頁以下。
- 12 和歌山県の「JAZAの通告に対する見解」(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071500/iruka/documents/jazakenkai.html>)参照。
- 13 拙稿「動物園法學事始め 第2回 日本の動物園の課題とは。そして今後の展望とは。—法解釈学、公共政策学の観点からの一試論をふくめて」『環境と正義』(日本環境法法律家連盟)No.195(2017年7/8月号)12頁以下。
- 14 平成27(2015)年3月31日当時のデータ(前掲註11.169頁)
- 15 「W杯開会式のイルカショー=非難=統括団体のワールドセーリング」時事ドットコムニュース(2018年9月11日)(<https://www.jiji.com/jc/article?k=2018091100421&g=spo>)
- 16 佐藤衆介「愛護倫理と動物福祉倫理の融合」『環境思想・教育研究』No.9.26-30頁。
- 17 園館内繁殖の進行に伴い近親交配リスクは高まる。それを回避すべく、定期に、海洋からの新規個体導入は生態学的説得性を有すると考える。
- 18 「自民党水族館応援協議会が設立、基本法制定など活動へ」日刊水産経済新聞(2018年7月13日)
- 19 当該国家法私案については、拙稿13.11頁以下を参照のこと。

# 博物館研究

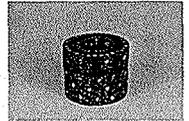
vol.53 No.11 (No.605)

## MUSEUM STUDIES

表紙：萩蒔絵螺鈿聖餅櫃  
桃山時代、17世紀、高さ9.0cm×径11.6cm  
[徳川ミュージアム]

Fig. with Bushclovers  
Azuchi-Momoyama period, 17th century, H9.0cm, D11.6cm  
(The Tokugawa Museum)

公益財団法人徳川ミュージアム所蔵 ©徳川ミュージアム・イメージアーカイブ/DNPartcom



### Contents

## 特集「いま考える、イルカと水族館」

*The special issue "Thinking about dolphins and aquariums at present"*

水族館のイルカのパフォーマンスでは、その知能の高さや優れた運動能力をみせる様々な工夫がなされている。イルカは集客力のある人気動物でもある。しかし、近年ではその入手方法や飼育展示に関して動物福祉や倫理上の観点から問題提起もなされ、水族館でのイルカの飼育展示は静かに大きな岐路に立たされている。「イルカと水族館」について改めて考える。

- 04 巻頭エッセイ シャチのショーを見ながら考える 中村玄  
*Opening essay / What I thought while watching an exhibition of killer whales / NAKAMURA Gen*
- 06 イルカのいる水族館が直面する問題 伊勢伸哉  
*Issues confronting aquariums that keep dolphins / ISE Nobuya*
- 10 水族館はイルカにとってどうあるべきか 勝俣浩  
*How should exist aquariums for dolphins / KATSUMATA Hiroshi*
- 14 「鯨の町太地」と水族館 その意義と変遷 桐畑哲雄  
*New development of "Dolphins and Aquarium" in Taiji Wakayama / KIRIHATA Tetsuo*
- 18 我が国の「水族館」を取り巻く法環境に関する法解釈学的及び法政策学的考察—いわゆる「イルカ問題」にも触れながら 諸坂佐利  
*A study in legal interpretation and policy for Japan's "aquarium": Touching also on so-called "dolphin problem" / MOROSAKA Satoshi*
- 24 なぜいまイルカと水族館を考えるのか 錦織一臣  
*Why we think about dolphins and aquariums at present / NISHIKIORI Kazuomi*

### Report

- 28 海外博物館だより 自然史系博物館資料のデジタル化とその活用について—スミソニアン国立自然史博物館・フロリダ自然史博物館での事例調査 木村敏之  
*The report from foreign museums ; Digitalization of items and its application at Smithsonian Natural History Museum and Florida Natural History Museum / KIMURA Toshiyuki*
- 32 ICOMレポート UMAC2018年次大会参加報告 寺田鮎美  
*ICOM Report / Report on UMAC Annual Conference 2018 / TERADA Ayumi*
- 34 支部情報 関東支部 栃木県立博物館の新収蔵庫棟建設への道 林光武  
*The report recommended by Kanto Branch / Decision-making on construction of a new storehouse of Tochigi Prefectural Museum / HAYASHI Terutake*
- 38 コレクション 切支丹法衣諸器物 徳川眞木  
*Collection / Catholic relics / TOKUGAWA Maki*

### Today's Museum 11月のもよおし

- 40 展覧会  
*Schedule of exhibitions in November*
- 55 普及活動  
*Educational activities*
- 59 アンテナ  
*Information*
- 60 編集後記  
*Editor's postscripts*